

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第33号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年2月13日 04時00分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島南東方沖 地ノ島灯台から真方位154° 100m付近 (概位 北緯34° 17.8′ 東経135° 03.6′)
事故等調査の経過	平成26年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 龍神丸、19トン 260-28231大阪、個人所有 B はしけ はりま、約1,200トン なし、広瀬産業海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損、船底に凹損 B 船底に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首約1.2m、船尾約2.6mの喫水により、乗船者1人が乗り、空倉で船首尾共に約0.8mの喫水のB船を長さ約70mのえい航索で引き、引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、和歌山市田倉埼を通過して加太瀬戸に向けて北北東進した。 船長Aは、約4.5～5.0ノット（kn）の対地速力で自動操舵によって加太瀬戸南南西方を北北東進中、平成26年2月13日04時00分ごろ、A船が、地ノ島南東方の浅所に乗り揚げ、その後、B船も同浅所に乗り揚げた。 船長Aは、船体に衝撃を感じて乗り揚げたことを知り、機関を後進にかけてA船引船列は自力離礁することができたが、舵が動かなかつたので、B船所有者に救助を依頼し、来援した船により、A船は阪神港神戸区に、B船は阪南港にそれぞれえい航された。
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北北西、風力 4、視界 不良 海象：潮汐 上げ潮中央期、潮流 北流約1kn
その他の事項	A船引船列は、田倉埼沖に浅所があり、大きく迂回したため、加太瀬戸に向けた針路が、地ノ島に近い針路になっており、また、潮流によって地ノ島南東方の浅所に圧流されていた。 船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、船

	位を確認していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船引船列は、加太瀬戸南南西方を北北東進中、船長Aが、船位の確認を行っていなかったことから、地ノ島南東方の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が、加太瀬戸南南西方を北北東進中、船長Aが、船位の確認を行っていなかったため、地ノ島南東方の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航海計器を活用して船位の確認を行って航行すること。